

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

和光市は、埼玉県の南端にあり、市域に東京外かく環状道路、国道 254 号が走る首都圏有数の交通の要衝となっており、立地条件や交通の利便性から都市化が進み、現在は産業立地に関連する土地区画整理事業として和光北インター東部地区土地区画整理事業を推進している。

人口は増加傾向にあり、人口構造としては 20 代から 50 代の生産年齢人口の割合が多いがその一方で、交通の利便性から都内で就労している人が多く、市内事業者の人材確保は容易ではない。

市内産業は、不動産業や IT 関連企業等における創業数が増加し市内の事業者総数は、増加傾向にあるが、製造業については減少している。また、近年の物価高騰・円安の影響を受け、中小企業・小規模企業を取り巻く環境は極めて厳しい状況であり、経営環境や新事業への支援が必要となっている。

このような中、市の取組として市内事業者に対する制度融資による支援を講じてきたが、引き続き市内中小企業の生産性の向上により、人手不足等に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていくとする取り組みを支援していくことは、喫緊の課題である。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、県内で最も設備投資が活発な自治体の 1 つとなり、経済発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に 10 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均 3% 以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

和光市の産業は、製造業、建設業、卸・小売業、サービス業と多岐にわたり、多様な業種が和光市内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。

したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第 7 条第 1 項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

市内で広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、和光市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

和光市の産業は、製造業、建設業、卸・小売業、サービス業と多岐にわたり、

多様な業種が和光市内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって本計画においては、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間(令和7年4月1日～令和9年3月31日)とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間または5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ・公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。